

第29回守口市子ども・子育て会議

開催日時	令和元年9月17日（火）午後2時00分～午後4時10分																																			
開催場所	守口市役所 地下1階 中部エリアコミュニティセンター																																			
案 件	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題 第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>(3) その他 事務連絡</p> <p>(4) 閉会</p>																																			
出席者	<p>○出席委員（13名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">久保田 健一郎</td> <td style="width: 50%;">石丸 利恵</td> </tr> <tr> <td>上野 美由紀</td> <td>上田 泰三</td> </tr> <tr> <td>木下 隆志</td> <td>菅 玲子</td> </tr> <tr> <td>津嶋 恭太</td> <td>坂東 京美</td> </tr> <tr> <td>廣部 孝徳</td> <td>牧 増美</td> </tr> <tr> <td>邨橋 雅廣</td> <td>森 滝子</td> </tr> <tr> <td>森園 泰子</td> <td></td> </tr> </table> <p>○事務局（9名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">こども部長</td> <td style="width: 33%;">大西 和也</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>こども部次長兼こども政策課長</td> <td>田中 秀典</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども政策課主任</td> <td>瀧口 健太郎</td> <td>こども政策課主任 平 祐徳</td> </tr> <tr> <td>こども政策課</td> <td>薬師神 真里奈</td> <td>こども政策課 阪口 智彦</td> </tr> <tr> <td>こども施設課長</td> <td>樋口 加奈子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>後藤 勝義</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター長</td> <td>福島 忍</td> <td></td> </tr> </table>	久保田 健一郎	石丸 利恵	上野 美由紀	上田 泰三	木下 隆志	菅 玲子	津嶋 恭太	坂東 京美	廣部 孝徳	牧 増美	邨橋 雅廣	森 滝子	森園 泰子		こども部長	大西 和也		こども部次長兼こども政策課長	田中 秀典		こども政策課主任	瀧口 健太郎	こども政策課主任 平 祐徳	こども政策課	薬師神 真里奈	こども政策課 阪口 智彦	こども施設課長	樋口 加奈子		子育て支援課長	後藤 勝義		子育て世代包括支援センター長	福島 忍	
久保田 健一郎	石丸 利恵																																			
上野 美由紀	上田 泰三																																			
木下 隆志	菅 玲子																																			
津嶋 恭太	坂東 京美																																			
廣部 孝徳	牧 増美																																			
邨橋 雅廣	森 滝子																																			
森園 泰子																																				
こども部長	大西 和也																																			
こども部次長兼こども政策課長	田中 秀典																																			
こども政策課主任	瀧口 健太郎	こども政策課主任 平 祐徳																																		
こども政策課	薬師神 真里奈	こども政策課 阪口 智彦																																		
こども施設課長	樋口 加奈子																																			
子育て支援課長	後藤 勝義																																			
子育て世代包括支援センター長	福島 忍																																			

~~~~~

◇ 午後2時00分 開会

○会長 それでは、定刻になりましたので、第29回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず初めに事務局から本日の出席委員について、報告を求めます。

○事務局 本日の出席委員は、委員数18名に対し12名です。（委員1名、遅刻）

○会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項の規定に基づき定足数に達しておりますので、会議は成立しております。また、今回の議事録の署名委員は、上野委員と菅委員にお願いいたします。

それでは本日の配付資料について、事務局より説明をお願いします。事務局、お願いします。

○事務局 今回の資料は、次第のほか、全部で7種類あります。

資料1は、A4サイズ冊子1部物、第7章事業計画（案）です。

参考資料1は、A4サイズ1部物、第7章事業計画「量の見込み」資料、平成27年度から令和6年度です。

参考資料2は、A4サイズ横向き、両面刷り2枚物、地域子ども・子育て支援事業、（9）妊婦に対する健康診査に係る量の見込みと確保方策の算出資料です。

参考資料3は、A4サイズ横向き両面刷り1枚物、地域子ども・子育て支援事業、（10）乳児家庭全戸訪問事業に係る量の見込みと確保方策の算出資料です。

参考資料4は、A4サイズ横向き片面刷り1枚物、地域子ども・子育て支援事業、（11）養育支援訪問事業に係る量の見込みと確保方策の算出資料です。

参考資料5は、A4サイズ横向き片面刷り1枚物、歳児別の人口動態、平成27年から平成31年実績、令和2年から令和7年推計です。

参考資料6は、A4サイズ横向き片面刷り3枚物、年度ごとの量の見込み算出に係る内訳、1号から3号です。

以上になります。

○会長 ありがとうございました。

資料の御確認をお願いいたします。大丈夫ですかね。

それでは、本日の議題、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の策定について」に入ってまいりたいと思います。

前回の子ども・子育て会議では、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画について、第二期計画の大枠の構成について決めていただき、第1章の計画の概要、第2章守口市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状、第3章第一期守口市子ども・子育て支援事業計画の評価と課題について、議論していただきました。

今回の会議では、第7章の事業計画について御意見を頂戴したいと思っております。なお、資料のボリュームも多いために、三つに区切って説明をし、その都度、御意見を頂戴したいと思います。

まず、初めに第7章事業計画、1. 教育・保育提供区域の設定、2. 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料1、第7章事業計画（案）の1ページから7ページまでについて説明をいたします。少し長くなると思いますが、よろしくをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法という法律によって定める必要があると規定されている法定計画でございます。市町村は、5年を一期として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、そのほか、業務の円滑な実施に関する計画を定めるものと規定されています。

本市では、この規定に基づき、平成27年度から今年度末までの5年間を計画期間とした第一期守口市子ども・子育て支援事業計画を定めています。お手元にお配りしてあります、こちらが、第一期の守口市子ども・子育て支援事業計画になってございます。

第一期計画であります、守口市子ども・子育て支援事業計画が今年度末で計画期間を終えることとなることから、今回、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第二期守口市子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載しなければいけない事項といたしまして、一つ目に地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める教育・保育提供区域の設定があります。二つ目の定めなければいけない事項といたしまして、教育・保育提供区域ごとの量の見込み

並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、三つ目といたしまして、教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期でございます。そして、四つ目が子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容。そして、五つ目が、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容。この5項目を定めることと記載されております。

お配りしている資料1、第7章事業計画（案）では、この五つの項目ごとに、まず1ページ、1. 教育・保育提供区域の設定から始まりまして、22ページに5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保までの五つに分けて掲載をしております。

今回の資料1、第7章事業計画（案）は、第一期計画でいきますと、第6章事業計画に該当する部分となっております。

それでは、資料に沿って、その内容を説明させていただきます。

まず、1ページ、1. 教育・保育提供区域の設定についてでございます。

守口市は、第一期計画策定時、地理的条件、また、幹線道路や鉄道路線、子どもの人口や教育・保育施設の分布状況などから東部エリア・中部エリア・南部エリアの三つの区域を設定しています。

資料の1ページ目に掲載されている地図をごらんのとおり、東部エリアにつきましては、守口市を南北に走る近畿自動車道より東側で、東西に走る京阪本線より北側のエリアとしています。中部エリアにつきましては、近畿自動車道より西側、京阪本線より北側のエリア。南部エリアにつきましては、近畿自動車道より西側で、京阪本線より南側のエリアとしています。

第二期計画では、第一期計画との連続性、また各関係事業者さんや市民の方にも、この5年間で教育・保育提供区域のエリアというのが浸透されていること等も踏まえ、このまま第二期計画でも引き継ぎ、東部・中部・南部の3エリアの区域とし、また、エリアの区分けにつきましても、第一期計画を踏襲させていただくこととしております。

なお、各エリアごとの小学校校区とゼロ歳児から11歳までの児童人口につきましては、第一期計画掲載時から更新した上で今回掲載をさせていただいております。

次に2ページ、2. 教育・保育の量の見込みと確保方策及びその実施時期についてでございます。

ここからは昨年度実施をいたしましたニーズ調査をもとに、令和2年度から令和6年度までの量

の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保の内容を各年度ごとに掲載しております。

量の見込みの算出方法については、国から量の見込みの算出の考え方が示されておりますので、基本的にはその考え方に沿って量の見込みを算出しています。少し具体的な話をいたしますと、昨年度実施したニーズ調査には、保護者の就労状況を回答する項目があります。回答のあった就労状況によって、大きく分けて六つの家庭類型に分類をいたします。例えば、ひとり親家庭の場合はタイプA、両親ともフルタイムで働いている場合はタイプB、片方の親がフルタイム、もう片方の親がパートタイムで働いている場合はタイプCといったぐあいで、タイプAからFまでの6類型に分類をいたします。その際に各家庭類型の割合についても算出いたします。例えば、ゼロ歳児の子どもがいる家庭の、ニーズ調査での有効回答件数が81件あったといたしまして、そのうち、両親ともフルタイムで働いている回答のあったタイプBの方が43件あった場合につきましては、43件割る有効回答件数の81件で53%、ゼロ歳児のフルタイムで働いている家庭の割合というのは53%になるといったぐあいで分類をしていきます。

また、ニーズ調査で保育所や認定こども園などの施設の利用意向等を調査していますので、利用意向についても各家庭類型ごとに算出をしておきます。

次に、各年度の推計児童人口に先ほど算出した家庭類型の割合を乗じて当該年度の家庭類型ごとの人口を算出していきます。例えば、令和2年度のゼロ歳児の推計人口が1,106人の場合、両親ともフルタイムで働いているタイプBの、先ほどの割合53%を乗じます。1,106人掛ける53%で586と。この586という数値が令和2年度におけるゼロ歳児のいる家庭で両親ともフルタイムで働いているタイプBの家庭数というふうになってございます。さらに、この586人に対しニーズ調査で保育所や認定こども園などの施設の利用意向等を調査して算出した利用意向率を乗じまして、その年度における保育所や認定こども園等の利用希望数、つまり量の見込みを算出していきます。

このような計算を各年度ごと、各家庭類型ごと、各年齢区分ごとに行い、それぞれの区分に該当する5年間の量の見込みを算出していきます。

それでは、第二期計画の教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期の中身について説明申し上げます。まず、2ページについてです。

(1) - 1、1号認定、(専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭)と(1) - 2、2号認定(共

働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭)、二つに分けてここは表記してございますが、ここでは、1号認定子どもについての量の見込みと確保方策を掲載しています。国が示している「量の見込みの算出等の考え方」では、共働き家庭などのうち、保育所・認定こども園ではなく、幼稚園の利用を希望する者については、通常教育標準時間認定子どもとは区分し、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」として量の見込みを算出した上で、適切に提供体制の確保方策を講じることとされています。そのため、2ページでは、1号認定子どもを(1)-1、(1)-2の2区分に分けており、量の見込みの表のほうでも1号、2号という形で記載しております。

要は、(1)-1、(1)-2ともに1号認定子どもであり、幼稚園に通う児童でございますが、専業主婦家庭等で保育の必要性のない純然たる1号認定の家庭と、共働き家庭等で保育の必要性が認められている家庭で保育所に通園できる要件を備えているものの幼児期の学校教育の利用希望が強いことから保育所ではなく、1号認定子どもとして幼稚園に通う子どもを区分してございます。

令和2年度からの5年間を見ると、1号認定子どもの市全体の量の見込みは1,092人から1,196人と、若干ではありますが増加傾向にあります。これは、今後5年間の推計人口が増加傾向であることから、1号認定子どもの量の見込みについても増加傾向であるということになります。

参考資料5の歳児別の人口動態をごらんください。これは、前回の第28回守口市子ども・子育て会議で資料3、第2章守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状に記載をしていました歳児別の人口動態の表を抜粋した資料でございます。令和2年の3から5歳児人口の合計が3,201人ですが、令和6年の3歳から5歳人口の合計、こちらが3,509名となっております、増加しているのがうかがえます。

次に参考資料1、第7章事業計画「量の見込み」資料(平成27年度から令和6年度)をごらんください。こちらは、第一期計画の開始年度である平成27年度から第二期計画の終了年度である令和6年度までの10年間の量の見込みをまとめた資料です。平成27年度から令和元年度までの第一期計画期間中については、当初の計画値を上3行に、平成29年度に行った中間見直しの際の計画値を真ん中3行に、そして各年度の実績値としての量の見込みをその下の行に記載しております。令和2年度から令和6年度までの第二期計画期間中については、第二期計画の計画値として表の一番下3行に掲載をしています。

資料の下段にグラフを載せていますが、これは、先ほどの表の各数値をグラフ化したものでござ

います。平成27年度から令和元年度の量の見込み実績値と第二期計画の量の見込み計画値についても、およそニアリーの値となっていることから、第二期計画の1号認定子どもの量の見込みにつきましては、適当な値であるというふうに考えてございます。

なお、資料1に戻りまして、2ページの下段から3ページにかけては、各東部・中部・南部エリアの量の見込みと確保方策を掲載しています。東部・中部・南部エリアの量の見込みの算出方法については、市全体の量の見込み計画値に、現時点における東部・中部・南部エリアにいる子どもの割合を乗じて、各エリアの今後5年間における量の見込み計画値を算出しております。

次に、提供体制の確保についてです。

1号認定子ども、つまり幼児教育の利用希望のあるニーズへの確保方策としては、大きく分けて特定教育・保育施設及び確認を受けない幼稚園の二つに区分されます。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしましたが、新制度のもと施設型給付という給付を受ける施設のことを特定教育・保育施設、従来までの私学助成制度で運営する施設を確認を受けない幼稚園として区分しています。平たく言いますと、守口市内にある施設のうち、認定こども園・保育所につきましては、特定教育・保育施設、私立の幼稚園の場合はつきましては、確認を受けない幼稚園というふうになります。

特定教育・保育施設につきましては、現在各施設が設定している利用定員を、確認を受けない幼稚園については現在施設が設定している認可定員をそれぞれ積み上げて、令和2年度以降の確保方策として記載しております。

1号認定子どもの量の見込みと確保方策の関係を見ると、いずれの年度、いずれのエリアにおいても確保量が量の見込みを上回っており、十分な確保量が見込まれております。

次に、3ページの下段、(2)2号認定についてでございます。

2号認定とは、3から5歳児の子どもで保護者の労働や疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難な認定区分で、保育所の利用希望が強い区分のことでございます。

令和2年度からの5年間を見ると、2号認定子どもの市全体の量の見込みは1,883人から2,064人と若干ではありますが増加傾向にあります。これは、今後5年間の推計人口が増加傾向であることから、1号認定子どもの量の見込みと同様、2号認定子どもについても増加傾向であるということになります。

参考資料 1、第 7 章事業計画「量の見込み」資料をごらんください。

平成 27 年度から令和元年度の量の見込み実績値と第二期計画の量の見込み計画値につきましても、おおむね近い値となっていることから、2 号認定子どもの第二期計画における量の見込み計画値につきましても、適当な値というふうに考えております。

資料 1 に戻りまして、4 ページからは 2 号認定子どもについての各エリアの量の見込みと確保方を掲載しています。東部・中部・南部エリアの量の見込みの算出方法については、先ほどと同様、現時点の東部・中部・南部にいる子どもの割合を乗じて、各エリアの今後 5 年間ににおける量の見込み計画値を算出しています。

次に、提供体制の確保方策についてです。

2 号認定子どもへの確保方策といたしましては、特定教育・保育施設、つまり、認定こども園と保育所というふうになります。現在、各施設が設定している利用定員を各施設ごとにそれぞれ積み上げて、令和 2 年度以降の確保方策として記載しています。

2 号認定子どもの量の見込みと確保方策の関係をみると、中部エリアにおいて、5 年間を通して確保量の不足が見られます。東部・南部エリアにおきましても計画の後半である令和 5 年・6 年ごろに確保量の不足が見られます。

本市の教育・保育施設の状況を踏まえると、市内のほとんどの教育・保育施設が認定こども園であります。認定こども園では 3 から 5 歳児の受け入れ枠を、保育の必要な区分である 2 号認定子どもの枠と、保育が必要でない区分の 1 号認定子どもの枠に区分けされております。先ほど、2 ページ、3 ページで確認していただいたように 1 号認定子どもについては、各エリアにおいて確保量が量の見込みを上回っており、十分な確保量が見込まれていることから、今後は、1 号認定の確保量を活用し、2 号認定の確保量についても増加させていく必要があります。

次に、4 ページ、下段からの (3) 3 号認定 (ゼロ歳) についてでございます。

3 号認定とは 3 歳未満の子どもで保護者の労働や疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難な認定区分のことで、保育所の利用希望が強い区分のことでございます。市町村子ども・子育て支援事業計画では、ゼロ歳と 1・2 歳の区分に分けて量の見込みと確保方策について、掲載する必要があることから、各区分に分けて掲載をしております。

令和 2 年度からの 5 年間を見ると、ゼロ歳の子どもの市全体の量の見込みは 350 人弱で、ほぼ



一定数となっています。これは、今後5年間の推計人口においてもほぼ現状維持となっていることから、ゼロ歳の子どもの市全体の量の見込みについても一定というふうになってございます。

参考資料1でも、平成27年度から令和元年度の量の見込み実績値と、第二期計画の量の見込み計画値については、おおむね近い値となっており、ゼロ歳児の子どもの第二期計画における量の見込みの計画値につつきましても、適当な値であるというふうと考えております。

資料1の5ページからは各エリアの量の見込みと確保方策を掲載しています。東部・中部・南部エリアの量の見込みの算出方法については、先ほどと同様、各エリアの現時点での子どもの割合に乗じて、今後5年間における量の見込み計画値を算出しています。

次に、確保方策についてでございます。

3号認定子どもへの確保方策としましては、特定教育・保育施設としては、認定こども園と保育所。そのほかに特定地域型保育事業として、小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業につつきましても、3号認定子どもの確保方策となってまいります。地域型保育事業とは、保育所よりも少人数の単位で主にゼロから2歳の子どもの保育する事業でございます。守口市には現在、小規模保育事業が24施設、事業所内保育事業が1施設あり、いずれの19人以下の少人数の単位で、ゼロ歳から2歳の子どもの保育をしています。

さらに、今回、第二期計画では、3号認定子どもの確保方策として企業主導型保育事業の地域枠についても確保方策として計上しております。

企業主導型保育事業とは、国が平成28年度に子ども・子育て支援法を改正し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るために、仕事・子育て両立支援事業として実施している認可外保育施設の事業所内保育事業を推進しています。従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を国は推進をしています。

企業主導型保育事業では、当該企業に勤務している従業員の子どもを預かるほか、地域の子どもの預かる定員枠の設定も可能です。国が示している子ども・子育て支援事業計画の策定に関する基本指針では、「地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図る観点から、地域の実情に応じ、企業主導型保育施設が活用されるよう必要な対応を行う。」と示さ

れています。また、これも国が示しています量の見込みの算出等の考え方資料の中で、企業主導型保育施設の地域枠の活用といたしまして、「企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者思念の対象とした場合には、教育・保育体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることから、積極的な活用を図る」よう書かれています。

そういったことから、一般的に待機児童が多いゼロ歳・1歳・2歳児におきましては、企業主導型保育施設の活用も含めて、必要な確保量の増大に努めていきます。

3号認定子どもの確保方策については、1号・2号認定子どもの確保方策とは異なった形で計上しております。1号・2号認定子どもについては、各施設が設定している利用定員を各施設ごとにそれぞれ積み上げて、令和2年度以降の確保方策としていましたが、3号認定子どもにつきましては、現状、各施設で利用定員以上に児童を受け入れするなど弾力的な受け入れを行っていることを踏まえ、各施設の平成31年4月1日時点の認可定員、利用定員、そして、実際の受け入れ児童数、この三つを比較して一番大きい値をその施設の確保方策とした上で、施設ごとに積み上げていております。

3号認定子どものうち、ゼロ歳の量の見込みと確保方策の関係を見ると、全てのエリアにおいて、確保量が量の見込みを上回っており、市全体としても必要な確保量が見込まれております。

次に、6ページ、(4)3号認定(1・2歳)についてです。

令和2年度からの5年間を見ると、1歳・2歳の子どもの市全体の量の見込みは令和2年度は1,385人と、ほかの年度と比べると若干低いですが、令和3年度以降については1,430人程度で、ほぼ一定の状況となっております。

参考資料1でも、平成27年度から令和元年度の量の見込み実績値と第二期計画の量の見込み計画値についても、近い値となっていることから、1・2歳の子どもにおける第二期計画の量の見込み計画値についても適当な値というふうに考えております。

資料1の6ページから7ページ目にかけては、各エリアの量の見込みと確保方策を掲載していますが、東部・中部・南部エリアの量の見込みの算出方法については、先ほどの1号、2号、またゼロ歳と同じような形で算出をしております。

次に、確保方策についてです。

3号認定子どものうち、1・2歳児への確保方策としては、認定こども園や保育所などの特定教

育・保育施設、小規模保育事業や事業所内保育事業などの特定地域型保育事業、さらに、ゼロ歳と同様、企業主導型保育事業の地域枠についても確保方策として計上しております。

また、確保方策の積み上げ方法ですが、こちらも先ほどのゼロ歳と同様、現状、各施設で利用定員以上に児童を受け入れするなど弾力的な受け入れを行っていることを踏まえ、各施設の平成31年4月1日時点の認可定員、利用定員、実際の受け入れ児童数を比較して一番大きい値をその施設の確保方策とした上で、施設ごとに積み上げていっております。

3号認定子どものうち、1・2歳の量の見込みと確保方策の関係をみると、市全体では必要な確保量が見込まれていますが、中部エリアでは確保量の不足が生じています。今後も、市民の保育需要等の状況を見据えながら、企業主導型保育事業の活用など必要な確保量の増大に努めてまいります。

以上、長くなりましたが、第7章事業計画の1. 教育・保育提供区域の設定から2. 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期についての説明となります。

○会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問などございますでしょうか。なお、発言の前には、氏名を御名乗りください。

委員、お願いします。

○委員 ごく基本的なところで、確認させてください。

6ページの3号認定について市全体でいきますと地域主導型といいますか、地域型保育事業と企業主導型保育事業で、342と27という数字が上がってるかと思うんですが、これが利用されている子どもたちの数っていう認識でよろしいですか。それですね、ゼロ・1・2歳なので、3歳からは2号認定になっていくはずだと思うんですが、推計値では、前年度推計で、人口推計を見ながら確保していったと思うんですが、単純にこの地域と企業主導型の方々は3歳以降、2号認定を利用されるんだろうと思うんですけれども、その辺の推計値は計算されているのかどうか確認したいんです。3歳になったときは、どこかに行くわけですよね、なので足りないんじゃないか。でもそれを既に見込み済みで計算してますっていうことなんであれば、全然問題ないと思いますが、それだけ確認したい。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局　まず、先ほど6ページの342人と27人の部分なんですけれども、この確保方策については、各施設ごとに認可定員と利用定員と実際に入っている児童数の一番大きい値を各施設ごとに積み上げていますので、ここに載っている数字イコール・・・

○委員　今現在の数字ではないってということですね。

○事務局　入ってる子どもではないという形になります。地域型保育事業、企業主導型保育事業、基本的には、ゼロ歳から2歳までの施設の受け入れということ踏まえて、3歳児からの受け入れ先の話だと思うんですけれども。基本的には認定こども園の2号、また、幼児教育への利用希望が強い方については、1号に行ったりといったことで、必ずストレートで2号に上がると、全員が上がり切るといような想定では、この計画というのは書かれてはいないんですけれども、ただ、いずれかの枠で、3歳からの確保、利用される施設の確保はされているというふうな形で計画としてはつくられています。

○委員　基本的に国の算出方法に基づいて算出されているのですよね。人口動態をもとに、ずっときてますよね。そうすると、ゼロ歳、1歳、2歳は横ばい状態ですよね。2号が増加傾向になってるといのは無償化の影響があったというふうに考えたらいいわけでしょうか。人口推計をもとにやってるけれども、2号は違ってたということだったんですか。

○会長　事務局、お願いします。

○事務局　先ほど、委員がおっしゃったように、基本的には、参考資料5にある人口推計をもとに、各年齢における保育利用希望、もしくは、幼稚園利用希望の支給認定割合というのを掛けて算出しております。そういった中で令和2年度以降の推計人口についてなんですけれども、ゼロ歳児については、おおむね1,106人から1,094人と、横ばいの状態が続いています。1、2歳児につきましても、令和3年度以降は、推計人口に大きな変動はないといったぐあいです。その中で、3歳、4歳、5歳につきましても、この推計人口の値が、各年度ごとにだんだん増加していったという形があるので、2号支給認定についても、量が増えていった。2号の量の見込みについても、年度が進むにつれて、増えていったというふうになっています。

○委員　普通だったら、人口がそのまま積み上がっていきますよね。1歳が2歳、2歳が3歳というふうに。0歳の推計人口が横ばいの状態なのに、2号が増えてるといことは、ニーズ調査の結果ということですが、無償化の影響が反映されているというふうに考えておられるのかという

話なんですけどね。

○会長 事務局。

○事務局 国の無償化、市の無償化。

○委員 そうです、守口市の無償化、29年から進めましたでしょう。それで人口が増えてるといふふうにおっしゃってましたよね、以前の会議で。その流れでこちらは、2号は推定されたのかということなんです。

○事務局 そうです。29年度以降で見ていただいたらそうだと思うんですけども、人口が増加傾向にあるということで、29年、30年、31年の実績という数字はなっております。それを踏まえて、基本的には国の推計人口の算出方法をもとに令和2年度以降の推計人口というのは算出しております。その中で、例えば、平成29年、30年、31年のこのゼロ歳児の人口というのは、だんだん増えていってるんですね。その増えている割合が、そのまま令和2年度、令和3年度に当然、世代が1歳、2歳、3歳と上がっていきますんで、この人数というのはずっと増加傾向に今後なってくるというふうな形で推計をしています。令和2年度以降のゼロ歳児については、基本的には、現状キープというふうになってますので、例えば、令和2年度のゼロ歳児が、令和3年度に1歳に上がったとしても、人口が増加していかないんです。ですので、例えば、令和2年度以降、2年、3年、4年のゼロ歳児がだんだんと上がっていったときには、その人数というのはもともと横ばい状態。横ばい状態が増えていくので、それ以降というのは増えてこない。横ばいになってくるということになるんですけど。

○委員 ということは、一応、令和の6年度ぐらいまでは、増加傾向で、そこからは、横ばいということですか。

○事務局 そうですね、参考資料5で見てもらうとわかりやすいかなと思うんですけど、例えば、令和2年度の3歳児から5歳児の人口、1,072人と1,111人と1,018人、これを足しますと、3,201人という形になるんですね。これが、令和6年度までは増加傾向にずっと続いています。これは市の無償化によって、この間、人口が増えてきたことによって、各世代、年齢が上がっていくことにつれて増えてきてるので、令和6年度までは3,509人ということで、ずっと右肩上がりの数字が続いております。ただ、令和7年度以降につきましては、一定、人数がおさまってまして、3歳から5歳児の人口が3,507人になってますので、推計していきますと、令和

6年度までは3歳、4歳、5歳まで増加傾向にあるものの、令和7年度には一定、今まで上がっていた、右肩上がりというのがおさまってくるだろうという推計になってございます。

○委員 はい。ありがとうございます。

○会長 ほか。委員お願いします。

○委員 2ページのところなんですけども、先ほどの国の基準で算出しているということで、区分なんかも、(1)－1と(1)－2ということだったんですけども、この(1)－2っていう、共働き家庭等で学校教育の希望が強いというのは、今度の新制度でいう、新2号っていう呼び名がついてたと思うんですけども、今回の第二期子ども・子育て支援事業計画については、こういう区分でいいということかと思うんですけど、非常に混乱するというか、新1号とか新2号とか、新3号という呼び名が出てきてるんですけど、計画ではこういう形で載せていくということなんですかね。実際に一般の方には、新2号とか新3号という言い方が出てきているので、これを見るときに違いがあるのかなとかいうことにもつながるかなと思うんですけど。

○会長 はい、事務局。

○事務局 おっしゃるとおり、新しい、国の無償化による、いわゆる新2号というのがこの(1)－2、2号認定の共働き家庭で学校教育の希望が強い者のことになります。この支援事業計画が、平成27年に第一期計画としてスタートしてるんですけども、そのときに、量の見込みの算出の手引きというのが国から示されてまして、そこで、1号認定のうち、学校教育の希望が強い家庭というのは別で定義してくださいよという形があったので、この表記にさせていただいているんですね。今回についても、同じように量の見込みの算出の手引きで、そのように書かれてまして、特段、国の無償化による新2号という表記もないことから、今までの継続性を踏まえて、こういう表記にさせていただいたということです。

○委員 データとして見るときに、どちらが主に使われるのかとか、一般の方が、そういうニーズ調査見たりとか、こういう計画を見たときになかなかピンとこなかったりするところもあるかなということで、できるだけ浸透しやすいとか、理解しやすい形で書いてもいいのかなっていうのが一つです。国の決まりもあるということで、特段問題はないのかなと思うんですけども、ただ、そういう呼び名がいろいろ変わると、混乱するということもあるかなということです。それと、もう一つ、下段のところ、量の見込みのところなんですけど、令和2年度から令和6年度になると、

1号が671から735ということで、2号が421から461ということで、これは、無償化の傾向・現場の感覚でいくと、2号になろうとされる方が多く増えている、増加傾向にあるかなと思うんですけども、この推計でいくと、1号の伸びのほうが高くて、実際には64人ですかね、令和2年と6年で。2号でいくと、プラス40ぐらいになってというのは、これは、先ほど言ったような、新2号、いわゆる(1)－2も含めて、1号傾向が今後増えていくというような算出になっているのでしょうか。ほかのところも、大体1号のほうは2号を上回って、プラスになっているということで、どちらかという、今、お母さん方は1号から、教育標準から仕事、就労支援ということで、2号へ移っていきこうというような感じになってるのかなと思います。この数字は、逆に1号が増えて、2号が水準としては低いと見えるんですけど。パーセンテージですと、どうなのかというのがあると思いますけど。その辺をちょっと教えていただけたら。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 この出し方については、利用意向希望率というのを今のニーズ調査から出しまして、それに推計人口を掛けにいくというふうな出し方になりますので、各年度の割合、増加率でいったら同じ割合になっています。

○委員 わかりました。推計というのは、将来的にやはり、保育の器が足りるのかどうかとか、非常に重要なところでもあるので、今後の変動というか、変化に対応していく必要はあると思うので、大きくずれてきたときは、もちろん修正をかけていただけたらなと思うのです。特に、確保の内容で、4ページになるんですけども、中部エリアには確保量の不足が見られますということで、つらつらと書かれてまして、今後は1号認定の確保量を活用し、2号認定の確保量を増加させていく必要がありますと。ここにも明記されているんですけども、実際、これ何度もお伝えしてるように、受け皿として、その量を確保しようとしたとしても、保育士が保育教諭が足りなければ、矛盾が出てくるというか、1号から2号へ移していくということですか。その量を広げようと思っても、長時間保育になりますんで、それには人の確保が必要で、なかなかその器が広がらない、人的配置の部分が広がらないと難しいと思うんです。ですから、ここには書かれてないんですけども、非常に重要なところで、市の保育士の確保、量が足りてるのか。量の見込みというのは、子どもだけの量ではなくて、本当に、保育士の確保がかなうのか、器の設置基準どおりに数を確保しようと思っても、保育士が足りないのでできないというのが問題です。今後全国的に国の無償化が始まった

ときに、そういうことが懸念されるというふうに思うんです。ですから、このあたりについての数値っていうのが非常に、この計画に読み込むのは難しいのかもしれないですけども、やはり、市としては、その部分の推計とか、実際に、そういう正職員が何人いて、実際、パートとか、場合によってはシルバー人材にお願いしたりとか派遣であるとか、そこまでやって、今の数が確保できるところもあると思うので、今後の推移っていうのは、保育士の確保量というの、ちょっとまた別のデータとしては必要なのかなというふうに思うんです。そのあたりについて、どういうふうに把握されているとか、計画として、そういうことを考えられているかどうか、ちょっとお答えいただけたら。

○事務局　今、委員から、確保の方策、今、現状ここに出させていただいている数字は、各施設の認可定員、利用定員、そしてまた、今、実際に入っておられる子どもさんの一番マックスのところの数字をとらせていただいております。今、委員さんおっしゃられましたとおり、各施設によっては、やはり、大変今、全国的にも保育士確保が厳しいというような状況であるのは、我々としても認識はしているところでございます。そんな中で、さまざまな子育て支援員の活用ですとか、また、研修生の活用とかいうようなところも含めた中で、今、運営をしていただいているという部分は理解してございます。ただ、今、ここに出ます数字の中では、利用定員、もしくは認可定員、また、一番多い児童数でもって確保していくような数でございます。その中で、各園の実態等も、事業者さんにお聞きさせていただいた上で、今後は計画の中に、それを落としていくことによって、実際に確保できる数字というのが明らかになってくるのかなというふうに思いますので、今、この中で保育士がどうのこうのということとはちょっと、いささか、我々としても、お答えしづらいんですけども、そういう形で今後、また、関係機関と詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○会長　委員。

○委員　今、委員からもおっしゃられてたんですけども、4ページの中部エリアの確保量の不足というところで、すごく、全てがマイナス表示されているというのはすごい親の目として、すごく気になる部分で、歳児別の人口動態の部分の表なんですけど、ゼロ歳児のところはほぼほぼ横ばい、同じ量の見込みだということなんですけど、ここ数年すごく大型マンションの建設ラッシュのように、守口市内ではたくさん大型マンションが建ってて、私の家の近くでも、大型マンションができたん



ですが、すごく若い世帯の御夫婦が入居されているのが目立ちます。まだ、お子さんも今から育てていくとか、今から出産を迎えられる方がすごく多い中で、この読みでいいのかなっていう不安もすごくあって。一番、支援をしてほしいって思われるのがゼロ歳児あたりの子どもさんを抱えられる保護者の方かなというのは、とても親目線なんですけど、そういうふうには考えませんでしたので、国の算出基準としてこういうふうな数字の見込みが出るのはわかるんですけど、守口としてもこのままその数字を活用していいものかどうかっていうのは、ちょっと検討していただきたいなと思います。

○事務局　あくまでも、令和2年度からの第二期計画という形で、今回出させていただいております。懸念されているように、今後、守口市の人口動態、また、マンション等の建設によって変わってくる可能性というのはあると思っております。ただ、この支援事業計画については、5年を一つの計画期間としてるものの、真ん中の年で、実際に数字が実績と乖離している場合については、計画の中間見直しを、国もしなさいというふうになってございますので、今回、立てた計画があるからといって、5年間ずっとそのままいくというわけでもないんです。ですので、実態・実情等に応じて、第二期計画の中間見直しをさせていただいた上で、必要な支援等についても、今後、市としても検討させていただくというふうには考えております。

○会長　委員、お願いします。

○委員　確保の数なんですけれども、これは基本的に各施設の利用定員の数字じゃないかと思うんですね。運営については20%増しで弾力化運用を認められてますけれども、それでいくともう少し余裕としては吸収できる可能性はあると考えていいんですね。それが一つ。ただ、そうなったときに、委員がおっしゃってた、保育士確保の問題が出てくるので、要望になるとは思うんですけども、そこを支えるような形での検討はお願いいただきたいなと思うんです。

○事務局　今、委員からも御指摘ございましたけれど、市としましても、今後、種々議論する中で進めてまいりたいと考えてございます。御理解、よろしくお願いたします。

○委員　数の問題は、利用定員で計画を進めているという理解でいいんですか。

○事務局　委員のおっしゃってることでの理解で結構です。

それと、委員、一番最初におっしゃられてました、新2号云々、表記のところですけども、この(1)、案ですけども、(1) - 1とか2のところ辺に、括弧か何かで新2号とかいう形でやらせていただこうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員 この1号認定の(1)－2に新2号というように表記を変えるということですか。

○事務局 はい。(1)－1とか(1)－2、特に、(1)－2ですね、この表記は変えないですけれども、この横にわかりやすくといいますか、委員御指摘のところですね、例えば、括弧で新2号とかいう形で表記させていただこうかなと、今考えてます。基本的には、先ほど、申しましたように、前回の計画に沿った形でやらせていただいておりますので、それにつけ加えて、新しい表記をその横に書かせていただこうかなというふうに思っております。

○委員 かえってややこしいかなと思うのですが、1号があって、下に2号があって、説明があって、後ろに新2号って、この新2号と2号との違いは何かというふうに、また、出てきそうな気がするんですけども。

○事務局 意見があったので、事務局としては、今、そういうふうにお答えさせていただきましたけど、この会議の中で、何が正しいかというのを、どれが一番わかりやすくなっている方法を、探していただいたら、その方法で表記させていただきたいと思います。ただ、先ほども申しましたように、これ、前回ベースですので、ここは崩したくないというのが、事務局の姿勢でございます。

○会長 これちょっと、三つのセクションあるんですけども、一つのセクションで半分ぐらいの時間がきてしまいました。ほか、何かありますか。委員。

○委員 先ほどのマンションの建設の件も御意見が出ましたけれども、ここが横ばいになっているという、一つは、働き方改革の中で産休、育休の取得率っていうのが今後増えてくる可能性もあつたりするのかなということで、実際に、家を見て、育児を見たいとかいう方も出てきたりするかもしれないですけど、そういう動態とか状況を把握していく、先ほど、おっしゃっていただいたように、中間、乖離が見られれば、そこに対応していくというのは、もっともだと思いますので、また、そういう動向を見ていただければなど。

○会長 今出た意見で、委員からも出ましたように、守口市独特の要因っていうのはあると思うので、今言っていたところのほかに、無償化を早く行ったことで、結構、掘り起こしは終わってるんですね。掘り起こし終わってるんだけど、でもそれで、子育ての街ということで引っ越してきた人は多いとかっていう状況もあると思います。また今後は、働き方改革の流れで、かなり、どこの職場も変わってきてますからね。それでまた利用数も変わってくると思うので、そのあたりは、弾力的にさせていただければと思うのと、それと、委員もおっしゃってた保育士、保育教諭の確

保の問題も、これからもまた、7章の後半のところ、どういう方策があるかって話になるかと思  
います。

○委員 事務局が困ると思うので、表記の方法ですね。今、委員が言われたように、一応、括弧  
書きか何かで、新2号とか書いていただいて、もちろん混乱すると思うので、ページ数がどうか  
わからないんですが、下のほうにアスタリスクで、表記の説明を入れていただければ、多分、解決  
するのかなと思うんです。そういったことでちょっと御検討いただければ。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 よろしいですかね。

それでは、次のセクションですね。3の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及  
び実施時期について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及び実  
施時期について説明いたします。

資料1、8ページをお開きください。

子ども・子育て支援法では、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に従って地域子ども・  
子育て支援事業として13の事業を行うものとされています。

第一期計画におきましても、地域子ども・子育て支援事業として、(1)時間外保育事業から  
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業までの13事業について掲載し  
ており、第二期計画でも同様の項目で「量の見込みと確保方策」について掲載していきます。

まず、一つ目の(1)時間外保育事業(延長保育事業)についてでございます。

この事業は保育認定を受けたゼロから5歳の子どもに対して、通常の利用時間以外の時間及び通  
常の利用日以外の日において、認定こども園や保育所、小規模保育事業などにおいて保育を実施す  
る事業でございます。令和2年度以降の第二期計画期間中、おおむね1,300前後の市民が時間  
外保育事業を利用するニーズがあることが見てわかります。それに対する提供体制の確保ですが、  
現在、市内には保育認定を受けたゼロから5歳児の子どもが通うことのできる施設が54施設あり  
ます。令和2年4月から新たに認定こども園に移行予定の幼稚園1園を含め55施設で、令和2年  
度以降、提供体制の確保を行っていく予定でございます。

地域子ども・子育て支援事業については、第一期計画時と同様、基本的には利用したくて利用す

る人、これが量の見込みですね、イコール実際に利用する人、確保方策との考え方により、量の見込みと確保方策は原則同数というふうな形で表記をさせていただいております。

次に、資料の9ページに移りまして、(2)放課後児童健全育成事業についてでございます。

この事業は、就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後、小学校の空き教室等を活用して生活の場を与え、その健全な育成を図る事業でございます。守口市においては、入会児童室として、小学校低学年である1年生から3年生までを対象に実施しています。高学年である4年生から6年生については、全ての小学校で実施している登録児童室を活用することで対応しております。

参考資料1、第7章事業計画「量の見込み」資料の6ページをごらんください。

平成27年から平成30年までの4年間の実績等と比較しても、第二期計画の量の見込み計画値も大きく変動しておらず、第二期計画の値につきましても、適当な値というふうに考えております。平成29年度に実施した幼児教育・保育の無償化によって、本市の就学前児童人口は増加に転じていますが、その世代が令和2年度以降、小学校に順次入学していくこともあり、令和2年度以降、就学後児童の推計人口が増加していることに伴い放課後児童健全育成事業の小学校低学年部分については、第二期計画が進むにつれて増加傾向というふうになっております。

資料1の10ページには、参考といたしまして、高学年である小学4年生から6年生までの児童の量の見込みと、それに対する提供体制の確保を掲載しています。

高学年の量の見込みについては、計画期間の5年間を通じて、おおむね200台前半で推移しております。提供体制の確保としましては、本市はこれまで、小学校1年生から6年生までの児童と保護者同伴ではありますが3歳以上の幼児が利用可能な放課後の居場所といたしまして、自主的な遊びの場の提供事業である登録児童室を実施しております。今後につきましても、この登録児童室の活用を通じて高学年の児童へのニーズに対応していきたいというふうに考えております。

次に11ページ、(3)子育て短期支援事業についてでございます。

この事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等の施設に入所させ、必要な保護を行う事業でございます。

参考資料1の7ページをごらんください。量の見込み計画値としては、第一期計画期間中の計画値と比べると若干減少しています。しかし、平成27年度から30年度の4年間の実績値を見ると、

利用者は年間30から40人程度であり、計画値と実績値に大きな乖離があります。それを踏まえ、潜在的なニーズがまだ眠っている可能性があることから、今後しっかりと事業周知を行った上で、事業を利用する必要がある方が適切に利用できるよう取り組んでいく必要があります。提供体制の確保方策としては、現在、5カ所の民間児童養護施設と委託契約を結んでおり、今後も現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図っていきます。なお、この事業については、量の見込み・確保方策ともに単位が人日／年というふうな表記になってございます。この表記は延べ人数をあらわしていて、年間に延べ何人が利用するかといった表記となっております。地域子ども・子育て支援事業につきましては、数値の単位が延べ人数で表記されていたり、年間の利用予定者数であらわされたりしていますので、各事業ごとに単位を御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次に12ページにまいりまして、(4) 地域子育て支援拠点事業についてでございます。

この事業は、乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

守口市では、現在、公共施設及び私立認定こども園など市内7カ所で事業を実施しています。令和元年7月に守口市子育て世代包括支援センターが開設し、南部にあった子育て支援センターの機能を移転したことに伴い、現在、南部エリアの地域子育て視点拠点事業が一施設となっております。そこで、次年度以降、市民の利便性及び市全体のバランスを踏まえ、南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業を1カ所確保することを検討しております。

次に、参考資料1、8ページをごらんください。第二期計画の量の見込み計画値と第一期計画期間中の平成27から30年度までの実績値を比較すると、第二期計画の量の見込み計画値が約2割程度増加しています。第一期計画においては、各年度の実績値はもともとの計画値及び中間見直し後の計画値と比較しても増加傾向で、また、年度ごとに見ても、平成28年度以降から増加傾向にあります。そういったことを踏まえると、第二期計画の量の見込み計画値につきましても、第一期計画と比較して増加の傾向となることも考えられます。南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業の開設を検討することも含め、引き続き、在宅子育て支援施策として、地域子育て支援拠点事業を実施していきます。

続きまして、資料1の13ページから16ページの上段にかけて、(5) 一時預かり事業等につ

いてでございます。

この事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に認定こども園、幼稚園、保育所などの場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業でございます。

この一時預かり事業については、大きく分けて二つに分かれます。幼稚園や認定こども園に通園する在園児を教育時間終了後も引き続きその園にて一時的に預かる場合と、在園児以外の在宅で保育を受けている児童を一時的に預かる場合です。前者の場合を一時預かり（幼稚園型）、後者の場合を一時預かり（一般型）といいます。

さらに、市町村子ども・子育て支援事業計画では、一時預かり（幼稚園型）の量の見込みについて二つのパターンに分けて記載する必要があります。13ページに掲載のある、丸1、幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かりと、14ページに掲載のある、丸2、幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かりです。

これは、資料1、先ほどの2ページ、2. 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期の1号認定子どもの説明のときに、「(1)－1」、「(1)－2」と区分しているというふうに説明をいたしました。同様の考え方におきまして、丸1、幼稚園における在園児（1号認定）と、丸2、幼稚園における在園児（2号認定）について区分をしております。丸1のほうが専業主婦家庭で保育の必要性のない純然たる1号認定の家庭、丸2のほうが共働き家庭等で保育の必要性が認められている家庭で保育所に通園できる要件を備えているものの幼児期の学校教育の利用希望が強いことから保育所ではなく、1号認定子どもとして幼稚園に通う子どもを指しております。

丸1、幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かりの量の見込み計画値ですが、参考資料1の9ページの上の表をごらんください。第一期計画の平成27年度の計画値は6,103人日、5年後の令和元年度の計画値も5,528人日と減少傾向ではあるものの5,000人以上のニーズがありました。第二期計画では、2,100から2,300と半分以下のニーズ量に減少しております。

これは、そもそも専業主婦家庭の純然たる1号認定子どもの数が減少していることによるものと考えられます。

逆に、丸2、幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かりの量の見込み計画値は、

第一期計画の平成27年度の計画値は5万2,224人日、5年後の令和元年度の計画値も4万7,271人日だったものが、第二期計画では、6万5,000から7万2,000弱と増加しています。第一期計画と第二期計画を比較すると、幼児期の学校教育の利用希望が強い者が増加していることが影響していると考えられます。

丸1・丸2の区分をあわせた幼稚園における在園児を対象とした一時預かりとして、平成27年度からの実績値と比較すると、直近の平成30年度の実績値が6万8,785人日に対し、第二期計画の令和2年度の量の見込み計画値が合計6万7,590人日となり、おおむね近い数値であることから、今の実情に応じた量の見込みの推計値となっていることがうかがえます。

次に、資料1に戻りまして、15ページ、丸3の1・2以外の一時預かり（幼稚園における在園児以外）についてでございます。

これは、在園児以外の在宅で保育を受けている児童を一時的に預かる場合で、一時預かり（一般型）と言われているものです。第二期計画期間中の量の見込み計画値は市全体でおおむね3,800前後となっております。

参考資料1の10ページにありますように、第一期計画のときの計画値と比べると、第二期計画の計画値は半分以下の数値となっております。ただ、平成27年度から平成30年度までの実績値を見ると、4年間でおおむね2,000台後半から3,000ちょっとの利用実績であることを踏まえると、第二期計画の計画値も、おおむね実績ベースに近いことから適当な数値と考えています。

なお、量の見込みに対しての提供体制の確保についてですが、認定こども園などの市内の就学前施設のほか、ファミリー・サポート・センター事業でも確保を行います。ファミリー・サポート・センター事業とは、この後、資料1の17ページで出てきますが、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動の調整等を行う事業でございます。かみ砕いて説明しますと、子どもを預かってほしい方と子どもを預かることのできる方を、それぞれ会員として登録しておき、そういった事情ができたときにお互いの間で子どもを預かってもらうというような事業のことを指しております。

一時預かりの一般型につきましては、このファミリー・サポート・センター事業も活用し、提供体制の確保に当たります。ファミリー・サポート・センター事業の確保方策については、過去4年

間の実績の平均値を第二期計画期間中の確保方策として定めています。認定こども園等を活用した一時預かり（一般型）の確保方策量については、ファミリー・サポート・センターで確保できる量を差し引いて設定しております。

次に16ページ、（6）病児保育事業についてでございます。

この事業は、病気の児童について、保育所や認定こども園、医療機関等に附設された専用スペース等において看護師が一時的に保育を行う事業です。

本市では、昨年度まで病気の回復期の児童を対象に保育を行う病後児対応型の事業を実施する施設が2カ所ありましたが、今年度から、児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において保育を実施する、病児対応型の病児保育事業を実施する施設が新たに一つ増え、現在、3施設で病児保育を行っているところでございます。

それでは、第二期計画の量の見込み計画値についてですが、参考資料1の11ページをごらんください。第一期計画期間中の量の見込みは、およそ300台中盤、平成27年度から平成30年度までの実績を見ましても、多くても400程度の利用実績でございました。第二期計画での量の見込み計画値では大幅に量の見込みが増加しております。これは、昨年度実施したニーズ調査の回答で、子どもが病気の際に「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」と回答があった件数や、実際に「保育所や病院に併設する病気の子どものための保育施設を利用した」と回答した件数、「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した件数などをあわせて算出しております。ニーズ調査結果を踏まえ、病児保育事業の利用については、潜在的なニーズがまだまだあるということと捉えまして、第二期計画期間中の量の見込み計画値では3,000近い数字を、今回させていただいております。

確保方策についてですが、各施設の受け入れ定員及び開所日数を踏まえると、受け皿としては令和2年度以降足りていると考えられます。ただし、現在、病児保育事業の実施施設は南部エリアに集中しておりまして、今後は各エリアにおいて実施施設を設けるなど、市民の利便性を考慮するとともに、市全体のバランスを踏まえて施設の配置を検討していくこととします。

次に、資料1、17ページ、（7）ファミリー・サポート・センター事業についてです。この事業は、乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う



事業です。

国の量の見込み算出の手引きによると、量の見込みの対象は小学生のみの就学後児童となっておりますので、小学生低学年と高学年の二つの区分で掲載しております。

参考資料1、資料の12ページでは、第一期計画開始時の平成27年度から第二期計画終期の令和6年度までの数字を並べて掲載しております。

小学生低学年を見ると、第一期計画の量の見込み計画値では1,000程度の計画値としていますが、平成27年度から平成30年度までの実績値を見ると800前後と、量の見込み計画値と比較すると、実績値が若干低い状況となっております。第二期計画の量の見込み計画値では、その実績値からさらに低い300台後半から400弱といった値となっております。

小学校高学年でも同様に、第一期計画の量の見込み計画値では1,000から900程度を量の見込み値として計画していましたが、平成28年度から対象年齢を高学年に広げていますので平成28年度から平成30年度までの3年間の実績を見ると、ほぼ利用実績がない状況となっております。第二期計画の量の見込み計画値でも、年間で延べ人数として10ちょっとの量の見込み計画値となっております。

あくまでもニーズ調査をもとにした量の見込みの算出ではありますが、全体的に利用希望が減少しているように推測ができます。今後、令和2年度以降、第二期計画を進めていく中で、計画値を上回るような状況があれば、計画の中間見直しなど適切な時期に計画の修正も必要と思われます。今回のファミリー・サポート・センター事業の第二期計画における量の見込みと確保方策については、ニーズ調査の回答結果を踏まえ、今掲載している数字での掲載を予定しております。

次のページにいきまして、資料1の18ページ、利用者支援事業についてでございます。

地域子ども・子育て支援事業については、基本的に昨年度実施したニーズ調査をもとに量の見込みを算出しています。しかし、この(8)利用者支援事業から、20ページに掲載のある(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業につきましても、ニーズ調査の調査項目に当該事業の量の見込みを算出するような項目がありません。そのため、ここからの事業につきましても、この間の実績値等を踏まえながら第二期計画期間中の量の見込みと確保方策を定めております。

それでは、改めまして、(8)利用者支援事業についてでございます。

この事業は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において相談に応じたり、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

守口市におきましては、市役所の窓口を主として利用者支援事業として子どもやその保護者がさまざまな子育てサービスを円滑に利用できるよう情報提供や相談・助言などを行ってきました。

令和元年7月に子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援の窓口を移転させるとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等の専門職がその専門的な見地から相談支援等を実施しており、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する母子保健型の利用者支援もあわせて実施しております。

今後も引き続き利用者支援を担当する組織を設置し、利用者への情報提供など相談支援に努めていきます。

続いて、18ページ下段、(9)妊婦に対する健康診査についてでございます。

この事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦に対する健康診査の量の見込みの算出方法ですが、参考資料2をごらんください。1ページ目は、平成22年度から平成31年度までの各年度ごとの4月1日時点のゼロ歳児の人数、その年度の年度末時点の妊娠届け出数、さらに妊婦健診の延べ回数をまとめた資料になります。その下の欄については、各年度ゼロ歳児の人口に対する前年度末の妊娠届け出数の割合をまとめています。

例えば、平成22年度の103.49%につきましては、平成22年度の年度末実績の妊娠届け出数1,096と、平成23年度4月1日時点のゼロ歳児人口1,059人との割合を1,096割る1,059で算出しています。その下の欄は各年度の妊娠届け出数に対する1人当たりの平均妊婦健診延べ回数をまとめています。

ほぼ全ての年度で、翌年度の4月1日時点のゼロ歳児人口と、それに対する当該年度末時点の妊娠届け出数の関係は妊娠届け出数の数が多い結果となっております。その割合としては、平均しますとゼロ歳児人口のおおむね6から7%増といったところとなっております。

また、妊娠届け出数に対する妊婦1人当たり平均の妊婦健診の実施回数についても、おおむね1

1回を超える回数を受診していることがわかります。

令和2年度以降の妊娠届け出数及び妊婦健診延べ回数の量の見込み計画値の算出については、この平成22年度から平成30年度までの実績値の平均を活用して算出を行っています。具体的な算出方法につきましては、参考資料2の2枚目をごらんください。

令和3年度以降のゼロ歳児の推計人口に対して、先ほどの資料の「(n+1)年度のゼロ歳児人口に対する(n)年度の妊娠届け出数の割合」、9年間の平均値である106.84%を乗じて各年度の妊娠届け出数の量の見込み計画値を算出しています。同様に、令和2年度以降の妊娠届け出数の量の見込み計画値に対し、1人当たりの平均妊婦健診延べ回数、9年間の平均値である11.38回を乗じて各年度の妊婦健診延べ回数を算出しております。

参考資料2の3ページ目には、妊婦に対する健康診査に関する第二期計画期間中の量の見込みと確保方策をまとめた資料を掲載しています。確保方策については、量の見込みと同数を確保方策とし、妊婦健診の実施機関数については現在実施している市内5カ所の施設で、第二期計画期間中も同様、引き続き実施してまいります。

次に、19ページ、(10)乳児家庭全戸訪問事業についてです。

この事業は、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

参考資料の3をごらんください。守口市ではこの乳児家庭全戸訪問事業を四つの事業に分けて実施しております。対象の家庭や子どもさんの状況等に応じて、助産師や市の保健師、また民生委員や児童委員の方にも御協力をいただき、事業を実施している状況です。

量の見込みの算出方法ですが、第一期計画では、ゼロ歳児の人口推計値を当該年度の量の見込み計画値として掲載しております。お手元の子ども・子育て支援事業計画の冊子の96ページと124ページをごらんください。例えば、96ページの上段、(10)乳児家庭全戸訪問事業の平成27年度の量の見込み921人と記載がありますが、124ページの下段の表、こちらに平成27年の人口推計、記載されておりますが、ゼロ歳児の欄をごらんいただくと921人で同数となっております。

こういった形で、今回の第二期計画におきましても、生まれてくる全ての児童を対象に乳児家庭全戸訪問事業を実施することからも、各年度の量の見込み及び確保方策は当該年度のゼロ歳児の推

計人口の数値とさせていただきます。

次に、資料1の19ページの中段、(11)－1、養育支援訪問事業についてでございます。

この事業は、乳児家庭全戸訪問事業の実施の際などに把握した保護者の養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業でございます。

第二期計画における量の見込みの算出については、参考資料4をごらんください。この参考資料4につきましては、平成23年度から平成30年度までの実績をまとめたものでございます。表の一番上は当該年度のゼロ歳児の人口を、その下には実施件数、さらに、その下にはゼロ歳児人口に対する事業実施件数割合を記載しております。各年度の実施件数の割合と令和2年度以降のゼロ歳児の推計人口を用いて、第二計画期間中の量の見込み計画値を算出しています。

なお、平成28年度を境に、事業実施件数が大きく変動していることを勘案し、今回の第二期計画の量の見込みを算出するに当たっては、直近3年間、平成28年度から平成30年度の3年間の平均値を用いて、量の見込み計画値を算出しております。

量の見込みに対する提供体制の確保としましては、引き続き、養育支援が必要な全ての家庭に対して相談員による訪問等により対応していきます。

続きまして、資料1に戻りまして、(11)－2、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についてでございます。

この事業は、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、所管関係課等の専門性強化と連携強化を図る取り組みを実施する事業でございます。

児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、令和元年7月に保健師等の専門職を配置した子育て世代包括支援センターを開設しました。地域のさまざまな関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行っています。また、第二期計画でも引き続き、児童虐待対応の専門家を外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めるほか、要保護児童対策地域協議会の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、児童虐待対応マニュアルを作成し、児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めてまいります。

次に、資料1の20ページ、(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業です。

この事業は、保護者の世帯所得等を勘案して、低所得で生計が困難である家庭の子どもが、認定こども園等で特定教育・保育を受けた場合、または、私学助成幼稚園等で特定子ども・子育て支援などのサービスを受けた場合に、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業でございます。

守口市では、第一期計画期間中は本事業は実施しておらず、第二期計画においても、引き続き、生活困窮世帯や各施設における実費徴収額、また、社会情勢等を見きわめた上で、必要な支援の範囲や対象について検討していきたいと思っております。

最後に、（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。

この事業は、民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

第二期計画でも、引き続き、本市の子育て支援サービスの充実を図るため、各種サービスを実施できる多様な事業者の参入を支援するほか、民間施設での特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するなど、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っていくこととしています。

以上、長くなりましたが、地域子ども・子育て支援事業13事業の第二期計画における量の見込みと確保方策及び実施の時期についての説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。

事務局から13事業について、説明がありました。それでは、御意見、御質問などございますでしょうか。御発言の際には指名を御名乗りください。委員、お願いします。

○委員 各それぞれの事業が第一期計画値があり、そして、実績値、中間見直しをして、実績値に沿って、ニーズ調査のもとで、第二期の数字を書いているということなので、おおむね、こういう感じになるのかなと思いつつ見ている、一つだけ、16ページの病児保育事業ですね。これに関しては、ほかの図や表と見比べてみても、かなり、第二期の数値がニーズ調査からの数値だけになっているのがちょっと違和感がありまして、16ページの確保の内容のほうでも、基本的には市全体では確保方策は、足りていますというふううたっているにもかかわらず、ニーズ調査の結果からで2,821の数値をずっと並べているということになります。恐らく必要なことではあるうとは思いますが、この乖離がちょっと現在419で、2020年以降2,800人っていうの、これ絶対無理、絶対というか、まず無理だと思うものを数値に上げるというのが、ちょっと

違和感があるのですが、なので、このあたり、ちょっと何とかならんかなとか思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局 病児保育事業につきましては、当初の第一期のときと第二期のときとアンケートの調査自体は変わっているところはありません。その中で、第一期と第二期で違うといいますと、保育事業が、市の無償化事業もございまして、やはり増えたという部分がございます。今まででしたら、預けることが先というような方々が多かったかなと思いますけど、今度は預けることができたならば、次のステップとして、子どもさんが病気のときにどこかで見ていただけるような要素があって、そして、子どもにはつらいですけれども、お父さん、お母さんが仕事に行かれるというようなニーズが増えてるのかなというのが、この部分のあらわれというふうに思うんです。実際の実績値を言いますと、施設数は今、守口市内で、病後児も含めまして三つなんですけれども、発現率の状況かなと思います。病気になれば利用したいという御希望はあったとしても、実際に、病気になれるかどうかという発現率の部分もありますので、そういったものが何か、ここに加味できるのであれば、もう少しちょっと数字が実績に近いような形の数字に置きかえることはできるのかなというふうには事務局としては、考えているところです。

○事務局 追加で。乖離があるのは委員御指摘のとおりです。今、3,000弱ぐらいでずっと推計させていただいてますけども、計画値の病児、病後児保育の確保量とですね、今現在の実際の確保量というのは、一定、この推移をもって、確保量としては、受け入れできる体制をとっておりますので、今回のニーズ調査の結果にあわせてこういう形で、表記させていただいたというところでございます。

○委員 ということは2,821件の、もしそういう事態というか、利用ニーズがあったときには、それを確保していく算段はあるということ。

○事務局 はい。

○委員 現在。

○事務局 はい。

○委員 はい。では、いいです。図をずっと見ていくとですね、ストーリーからいくと、かなり、いいストーリーが並んでいたというか、実績に合わせる、または、見直しに合わせるみたいな、または、ニーズに合わせたとしても、このストーリー結構、なかなかいい感じで推移していったん

じゃないかなというときに、ここの図だけが、ぱんと何かあいているので、普通、見るとちょっと違和感を感じたので、ちょっとお聞きしたんです。ありがとうございました。

○会長　一応、確保ができるということで、それと、病児保育、結構、政策も認知されてきているので、これ簡単にできるんだったら利用しようっていう人は多いかもしれないですね。でも、結局、利用するのが面倒だから、自分で仕事休んでっていうケースも多いかもしれないので、結構、潜在的に掘り起こしていくとどんどん出てきそうなものかなと思いますので、また、この数字も変わってくるかもわかりません。

ほか。ありますでしょうか。委員、お願いします。

○委員　一時預かり保育の数を見たときに、1号認定を対象とした一時預かりが、延べで2, 119なんですね。門真でやってる幼稚園のところは、230人定員でいったときに、年間で1, 711人いてるんで、あれ、こんな少ないはずはないって思ったんですけども、よくよく考えてみたら、うちの園のほうは2号認定、つまり、新2号の認定の子どもも含めて1号として扱ってるので、数としては、1, 700出てるんですけども、そうすると、この①の幼稚園における在園児を対象としたのと、②の2号認定を対象としたというのがまた、わかりにくくなってしまうのかなと。これは先ほど出た保育の量の見込みのところの1号と2号のところとも関連してくるので、ここは分けずに1号なんだけれども、純粹1号と、いわば、先ほど言ってた新2号というふうに整理して、幼稚園型の預かりを利用している人としたほうがいいように思うんですけども、どうでしょう。

○事務局　委員おっしゃってる部分、まさしく2ページと同じように合わせて表記してるほうがわかりやすいのではということだと思います。あくまでも、今回の掲載の方法というのは第一期計画に合わせた形で、今回載せさせていただいているんですけども、見にくい部分もありますので、各委員さんの御意見等も、もしいただけるのであれば、あわせて、少しでもわかりやすい表記で修正をかけていきたいなと思ってますので、よろしくをお願いします。

○委員　私は、幼稚園型の預かり保育という定義の中で、純粹1号と、新2号というふうに内訳で出されたほうがわかりやすいのかなとは思いますが。

○委員　今、委員からもあったように、やはり、見た、一般の市民の方も含めてわかりやすくしていただければそれでいいかなと思いますので、やはり、表記の方法は、そういう形のほうがわかりやすいのかなと、私も思いました。

○事務局　そうしたら、先ほどの教育・保育の量の見込みに合わせて、表記のほう、ちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員　あわせてなんですけれども、1号認定を対象とした数が二千となっておりますけれども、国の無償化が実施されたときに、純粹1号だったんだけれども、働いていらっしゃる人が新2号の利用申請を出して一時預かりを利用される方が増えてくると思われるんですけれども、それを加味しての人数なんでしょうか。

○事務局　今回の第二期計画の量の見込みというのが、昨年度実施させていただきましたニーズ調査の数値をもとに算出しております。今後、国の無償化によって、幼児教育の利用希望が強い人の掘り起こしとか、こういった部分の懸念というのは考えられるとは思いますが、不確定要素が修正するにしても多いこと、また、修正する補正根拠というのなかなか明確な数字というのは出てこないという部分も踏まえると、今現状でいきますと、最も確実な算出データというのがニーズ調査をもとにした数値、今回の計画地ではないかなというふうに考えております。ただ、先ほどから申し上げてますように、第二期計画におきましても、中間見直しというのが3年後に出てきます。そのときに、計画値と実際の状況の乖離がある場合につきましては補正もさせていただきますし、そのときになれば一定、市民さんの動向であったり、利用実態等の補正をするバックデータというの出てきますので、そこを踏まえて今後対応していきたいというふうに考えております。

○委員　現在のところは、そこまでは考慮はしてない、いずれ、その影響がはっきり出てきた段階では、見直しもあり得るということですね。

○事務局　そうです。

○会長　全体的には、無償化はどういうふうに反映されたらいいかとかちょっとわからないところがあるので、いずれにしましても追っての見直しということみたいですね。時間も押してるんですが、この部分でありましたら、いろいろあると思いますが、どうでしょう。委員、お願いします。

○委員　全般的でいいですか。量の見込みとか確保のところでは数字をたくさん計算していただいて、預けることを、すごく安心してうかがったんですけど、預けやすい雇用者との関係っていうのもやっぱり、これからまた考えてほしいなと思って発言しました。量のことはわかったんですけど。例えば、病児保育の話も伺いましたけど、子どもよく熱出すんで、小さい間。そのときに、休めるかどうか、そういうあたり。保護者との働いてる側と雇用者さんとの関係が、気持ちよくいけ



るようなことも考えてほしいなと思います。次につながるかもしれないんですけど、それだけちょっとお伝えしたいと思います。

○会長 どうでしょう、その点に関して。事務局、お願いします。

○事務局 今、委員から御指摘いただいた分というか、今回は、数字の量の見込みと確保方策という章の話ではございますが、次回以降、現第5章の施策目標別の展開と、各個別の事業を載せてたところがあるんですけども、まさしくおっしゃってる内容というのは、子育てと仕事の両立支援といったような視点であろうかなと思います。第二期でいいますと、第6章という形になるんですけども、次回以降第6章の話をさせていただくときに、子育てと仕事の両立支援という項目も、たくさん事業実施してますので、その中で各委員さん、雇用主の方の、立場の方も、たくさんの方が、この子ども・子育て会議いらっしゃいますので、そういった方々の御意見等も踏まえて、第二期計画策定していければいいかなと思いますので、そのときにまたよろしく願いいたします。

○会長 今言っていたこと、とても重要だと思います。そうした企業が活動しやすいようなね、何か、いろいろ守口の政策やったりすると、企業もどんどん呼び込めるかもしれませんね。

○委員 一つだけ済みません、ファミリー・サポート・センターの利用についての15ページのところ、一時預かりの対象に量の見込みに対する確保方策に入ってるんですけども、これについては、国の無償化についても、対象になるという部分もあって、これから、今後、増加傾向になってくる可能性もあると思うんです。そこで、よく協力会員と利用会員ですか。利用したいと思われる方と、今度は受け手になる、安全な保育をする側というか、そういう協力会員の方との数がなかなか合致しないというか、実際に受けようと思っても、協力会員のほうが少なくて、利用したいという方のほうが増える傾向にあると思うんですけど、この見込みの部分については、その確保というのは一定、それが事足りるような数として上がってるんでしょうか。これからまた増えてくることを見越して、そういう協力会員をふやしていけるということも含まれているんですか。そこ大事なところじゃないかなと。

○事務局 15ページのファミサポの数字というのが、この4年間の実績をもとに出させてもらってますので、今後、協力会員をふやしていくような努力というのは、さまざまな方面でさせていただくんですけども、そこまでの数字というのは加味はしていない状況で、あくまでも実績ベースという形で掲載、今回させていただいております。

○会長 何か、時間も押してて、次、ここ、場所を使うみたいなので、それで、ちょっと、最後の章に。大丈夫ですか、ほか。じゃ、最後の章お願いします。

○事務局 それでは、3分割の三つ目に入らせていただきたいと思います。資料1の21ページをお開きください。4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保についてでございます。

子ども・子育て支援法で市町村子ども・子育て支援事業計画について記載すべき事項として、「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保」とあります。

具体的な記載事項としまして、国の基本方針等によりますと、市町村は認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること、とあります。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めることや、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携についての推進方策を定めることと書かれています。

そこで、守口市では、国の基本指針等を踏まえ、認定こども園への移行促進及び移行へ向けた必要な支援といたしまして、今後も引き続き、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進する立場であること。また、移行希望施設が円滑に認定こども園等に移行できるよう、国や大阪府の財政支援が受けられる場合には、その積極的な活用を図るとともに相談・助言等の支援を行っていくことなどを記載しております。

また、教育・保育の一体的な提供のための方策として、国の基本指針にもあったように幼稚園教諭や保育士への合同研修についても、現在、実施しているように、今後も市が主体となって合同研修や実践的な研修の受講環境の体制づくりに取り組むこと。ほかにも新たな保育士確保や、就業中の保育士等の就業継続、離転職防止についても支援に努めることなども掲載しております。

次の（３）地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方ですが、市町村は子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障することを踏まえ、さまざまな家庭や子育てニーズに応じ子ども・子育て支援給付などの各種サービスを提供することにより切れ目のない多様な子育て支援を実施していくこと。また、その際には、各関係機関が連携し、利用者の置かれている立場を踏まえた、環境に適応したサービスの提供に努めることを記載しております。

最後の（４）教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方についてですが、満３歳未満の保育を実施する地域型保育事業について、満３歳以降も引き続き適切で質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業が円滑な連携ができるよう引き続き市が支援を行うよう努めることを記載しております。また、就学前の児童が認定こども園等での幼児教育・保育を終えた後、円滑に小学校での環境に適応できるよう接続期カリキュラムを昨年度、作成いたしました。今後も引き続き、幼児教育・保育と小学校などとの連携・接続に努めていきます。

次に、２２ページ、５．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保についてでございます。

この項目は、令和元年１０月から始まる、国の幼児教育の無償化に伴い、先般、子ども・子育て支援法が改正されましたが、その際に、市町村子ども・子育て支援事業計画について記載すべき事項として、新たに追加された項目でございます。

施設等利用給付とは、令和元年１０月からの国の幼児教育の無償化に伴い、新たに創設された給付体系でございます。

現在の子ども・子育て支援法上の給付体系は、私学幼稚園に通園する児童を除いた１号、２号、３号支給認定子どもが認定こども園などの特定教育・保育施設を利用した際に支払われる施設型給付費、３号認定子どもが小規模保育事業などの特定地域型保育事業を利用した際に支払われる地域型保育給付費があります。認定こども園や小規模保育事業などの特定教育・保育施設もしくは特定地域型保育事業については、今回、令和元年１０月から実施される国の幼児教育の無償化政策の対象施設ですが、そのほかにも、今回、新たに私学幼稚園や認可外保育施設、そのほかにも一時預かり、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などについても国の無償化政策の対象と

なっております。もちろん、全ての利用者が無償化になるわけではなく、国が定めた要件に該当する人が利用した際に上限額の範囲内で無償化となるわけですが、その新たな施設等を利用した際に支払われる給付費が施設等利用給付費でございます。

施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保の観点、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、保護者への給付の実施に当たっては年数回に分けて実施することや、施設側にも資金繰り等に支障を来すことのないよう検討をしていきます。また、各種手続や指導等の実施の際には、都道府県とも連携を行っていくこととしております。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わります。

○会長　　どうもありがとうございました。

それでは、最後の4と5ですね。御意見などありましたら、お願いします。

じゃ、委員お願いします。

○委員　　21ページの教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保なんですけれども、守口市の場合、いわゆる厚労基準の待機児がゼロになった状況で、移行促進というのは、ちょっと違う段階にきてるんじゃないかなと思うんですね。そういう意味でいきますと、保育の質を上げることが、いわゆる将来的な守口市に住む子どもたちのいわゆる、こういう言葉はあまり使いたくないですけど、学力をアップするということにつながってくると思うので、ぜひ、この2番のほうが優先される課題ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局　　第一期計画での掲載順位とまた先ほど説明させていただきました、国が示している基本方針で、こういった内容を掲載してくださいという部分があったので、この順番に掲載をさせていただいております。認定こども園の移行等につきましては、従来までは、教育を行う幼稚園、保育を行う保育所といった、いわゆる縦割りであった、その就学前児童の業界っていうんですかね、が認定こども園という教育と保育を一つの施設で行うことができるようになった施設という、新たな施設体系ができたことを踏まえ、この子ども・子育て支援制度上の教育・保育の一体的な提供を推進していきましょうという、国の指針になっていることから、まずは、第一としては、今、掲載させている順番で書かせていただいたということでございます。

ただ、特段、表現内容が大幅に今、変わるというようなわけでもなく、掲載する順番だけの話ですので、ほかの委員さん等の意見、この順番の流れの計画としての流れ等も踏まえまして、会議の

中で御決定いただいた中で、変更等があればさせていただきたいと思います。

○委員 私は、2が1の、先のほうがええかなというふうに思います。

○会長 その点も含めてほかも。

○事務局 そしたら、皆さん、特段、異論というかないということだと思いますので、一度修正をさせていただいた上で、後日、次の会議になるかどうかはわかりませんが、各種さまざまな修正をまた、した部分で見せさせていただきます。

○会長 新2号のところの表記も含めてですね。ほか。

○委員 非常に重要なことが書かれているところだとは思いますが、実際、(4)のところに書かれています、小学校との連携ということで、これ私も機会があるときにはお伝えしてきてるんですけども、実際に、教育・保育の連続性という意味においては、これからは、成人になるまでということで、いわゆるゼロ歳から。そこまでをずっとつなげていくということは、非常に重要になってくるので、小学校との接続というのは非常に大事だと思うんです。交流ってということについては、多分に行われていることは、見受けられるんです。子ども同士が招かれて何か一つのことをしたりとか、見せたりとか発表したりとか。ですが、やはりここは、保育教諭、幼稚園教諭、保育士と小学校教諭との接続ですね。連携というか、どういうことが幼稚園、保育所で学びとして行われているのかということも理解することも大事ですし、逆に小学校のイメージとして誤って、保育士や保育教諭が持ってしまうような部分については、やはり、お互いに情報交換したりとか、話をしたりしていくことも非常に大事だと思うので、ぜひ、ここに文言として書けるかどうかはあれなんですけども、先進的な市町村では協議会みたいなのがありまして、接続期プログラムもそうですけども、実際にどんなことが行われているんですよということで、参観に出向いたり、保育園、幼稚園から小学校の参観に招いていただいたりとか、逆に幼稚園、保育園の参観に来ていただいたりとか、教師同士が交流して、ああ、そういうふうなことをやってるんですねとって、というのはやはり、民間の、私立も含めて民間の園が、認定こども園も多いと思うので、それぞれ建学の精神であるとか、いろんな保育の、大きくは根幹は同じ方向を向いていってると思うんですけども、やはり、中身については違う部分があったりとか、そういう方法で保育・教育を進めてるんだなということもあると思うので、なかなか、この情報を共有しないとカリキュラムだけが先行してもなかなか実際にそれが質につながっていかないと思うんですね。ですから、そういうところも、文

言で書くのは簡単なんですけども、ぜひ教師間の、これは本当に現場のことで言いますと、なかなかそういう、ノーコンタクトタイムっていいまして、保護者からも一旦離れたり、保育からも離れて、実際に研修や研究をする時間を持ってないと小学校の先生も大変だと思うんですね。時間が限られた中で、やることは山積しているということで。この問題もありますし、人の配置っていうんですかね、人の保育を担って、そういう時間が本当にとれるのかということも、大きな課題なんですけど、今後、これは本当に大きく、質っていう意味については、非常に譲れないというか、本来であれば非常に重要なポイントになってくるので、この保幼少接続というところについては、非常に大事なので、そういう教職員間の連携も図りながら、そういう部分なんかもぜひ検討いただければなと思います。カリキュラムだけが先行しているんですけども、そういうところも実際にあるかなと思っっています。

○会長 どうでしょう。

○委員 つけ加えまして、子どもが保育所見学したり、小学校見学したりする、子どもが行き来する、そういうのはしなくても、私はいいと思うんです。実際、本当に大変なので。保護者も含めて、保育士さん、幼稚園教諭さんと学校教諭とは子どもの引き継ぎとか、子どもが今どういうことができてるよとか、まだですよとか。そういうことをきちんと引き継いだ上でスタートしないと。かなり聞き取りはして、クラス分けはするけれども、実際問題、きちんと引き継がれていないという現状はやっぱりあるん違うかなと思います。だから、子どもの行き来は本当に時間がもったいないので、それよりは、大人がきちんとこういうふう引き継ぎしたらいいと思っっています。以上です。

○会長 どうでしょう、今のところ。

○事務局 まさしく、今回、接続期カリキュラムをつくらせていただいて、絵に描いた餅ではないので、きょう、廣部副会長もお見えになられています。まさしくこの教育委員会との連携、あるいは、教師、あるいは保育士、教諭との連携というのは、大切やと思っっております。そんな中で、来年度、総合基本計画という、我々、仕事する上で根幹になる部分をつくっていくんですけど、その中で教育福祉部会というのがございまして、その中で問題点となっているところが、ちょうど、その連携の部分が出ておりまして、まさしく、その根幹の部分をつくっていくところですので、そこでも議題になっているところなんです。そういうところも踏まえまして、また、今後この計画にも反映させていただいて、実現できるように努力してまいりたいと思っっていますので、よろしく願っ

します。

○会長 はい、わかりました。これから動かしていくということですかね。

○委員 本当にそれは感じてるところで、ようやく小中一貫の教育とかいうことが10年ぐらいかかって、小学校と中学校が何とか教員の交流ができたっていうぐらいですので、また、教育委員会と、役所の中でも部署が違うというところですので、実際に、何かをつくらなあかんのやろうなというのは非常に感じてます。今、おっしゃった意見として、小学校のほうから各幼稚園、保育所にどんな子ですかっていうことで、分担して聞き取りに行ってるところがあるんですけども、もし、可能なら、一定日にちを決めて、幼稚園、保育所の先生方も集まっていたら、新1年生を持つという先生方と情報交換、小学校と中学校は既にやってるので。そういう場が持てるなら、非常にいいなというのは、今、思ったところです。ぜひ、実現いただけたら、小学校、中学校もやっていますが、そういうところは小学校もやろうとはするんですけども、なかなか私学の幼稚園にも、行っても断られるところもありますので、実際に、そういう場を市としてつくっていただければ非常にありがたいかなというのは感じました。

○委員 そのときに、ぜひ、この学習指導要領の改訂の中で、乳幼児期の学びが小学校での自覚的な学びにつながると書かれているように、どういう育ちをしていって、それが小学校でどうなっていくのかというあたりのことをきっちり整理したものをつくっていききたいと思うんですね。そういう意味では、接続期カリキュラムはできたんですけども、これよりももっとベースから子どもの育ちをきっちり見ていって、それが将来的に大人になったときに、どう生きてくるのかというあたりのことまで見通したものをぜひつくっていただきたいなと思います。

○会長 僕から一つ。(2)の教育・保育の一体的な提供のところ、保育の質っていうのは、大事になって、これからも量的確保で、保育の質とか大事になってるということで、その保育の質とやはり量の問題もあわせて、まだあると思うんですけど、近隣で、養成校と連携したりして、保育の質にも地域に貢献できると思いますし、逆に、近隣の養成校が定員をちゃんと満たして、その分、150あったら150ちゃんと排出できるんだったら、量的にも足りるはずなんですね。今のところ、養成校、うちですけど、子育て支援研修や、あと、個人的なかかわりとかあるんですけど、地域、市とうちの地域とが連携して、一丸となって保育者を養成していこうというふうになっていけたらなというふうに思います。そしてまた、今、どこも保育士を目指す高校生とか中学生とかが

減ってきて、どこも結構定員割れしているところが多いんですよね。そういうので、どうしても保育の魅力っていうのを地域全体で子どもたちに伝えられて、そして、保育者になろうという人をふやせるように、そんな流れもつくっていただけたらなというふうに思っております。

ほか、ございましたら。よろしいですかね。

じゃ、事務局から連絡があるかと思しますので、お願いします。

○事務局 今後の会議日程でございますが、次回の第30回守口市子ども・子育て会議は、来月10月下旬に開催を予定しております。

委員の皆様には、現在、日程調整をさせていただいております。会議日程が確定次第、開催通知をお送りさせていただきます。本日、皆様の予定が確認できれば近日中にはお送りできると思しますので、会議終了後、日程調整の用紙を回収させていただきます。

お忙しいとは思いますが、会議への出席の御協力をお願いいたします。

事務連絡について、以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

本日はたくさん、御意見、もっと言いたいことあると思えますけど、ちょっと、時間が限られていて、大変申しわけございませんでした。本日の案件は全て終了いたしましたので、会議はこれにて閉会いたします。長時間、お疲れさまでした。

○事務局 ありがとうございました。

◇ 午後4時10分 閉会

~~~~~